

盛岡広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年9月2日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第4地割53番1地先から中野一丁目3番2地先まで	新	A 51.5～11.5 m	m 7,309.0
盛岡市川目第5地割122番23地先から手代森3地割72番1地先まで		B 224.0～12.6	2,890.0
盛岡市手代森3地割72番1地先から6地割10番56地先まで		C 139.3～15.5	2,926.0
盛岡市川目第4地割53番1地先から中野一丁目3番2地先まで	旧	A 51.5～11.5	7,309.0
盛岡市川目第5地割122番23地先から手代森3地割72番1地先まで		B 224.0～12.6	2,890.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年9月2日から同年10月2日まで